

# 第128期中間決算公告

証券コード 8345

平成21年11月26日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社 **岩手銀行**

取締役頭取 高橋 真裕

## 第128期中（平成21年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	38,889	預 金	2,145,919
コ ー ル ロ ー ン	72,706	譲 渡 性 預 金	77,899
買 入 金 銭 債 権	18,789	借 用 金	10,272
商 品 有 価 証 券	17	外 国 為 替	0
有 価 証 券	910,656	社 債	20,000
貸 出 金	1,370,085	新 株 予 約 権 付 社 債	13,670
外 国 為 替	1,491	そ の 他 負 債	17,695
そ の 他 資 産	7,643	未 払 法 人 税 等	72
有 形 固 定 資 産	18,050	そ の 他 の 負 債	17,622
無 形 固 定 資 産	1,443	役 員 賞 与 引 当 金	15
繰 延 税 金 資 産	4,664	退 職 給 付 引 当 金	6,717
支 払 承 諾 見 返	7,665	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	281
貸 倒 引 当 金	△ 15,122	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	93
		偶 発 損 失 引 当 金	107
		支 払 承 諾	7,665
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>2,300,338</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,089
		資 本 剰 余 金	4,811
		資 本 準 備 金	4,811
		利 益 剰 余 金	112,867
		利 益 準 備 金	7,278
		そ の 他 利 益 剰 余 金	105,589
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	803
		別 途 積 立 金	99,080
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,705
		自 己 株 式	△ 3,993
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>125,775</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,607
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	261
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>10,869</b>
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>136,644</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>2,436,982</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>2,436,982</b>

第128期中 ( 平成21年 4月 1日から ) 中間損益計算書  
 ( 平成21年 9月30日まで )

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	25,063
資 金 運 用 収 益	19,937
(うち貸出金利息)	(12,983)
(うち有価証券利息配当金)	(6,725)
役 務 取 引 等 収 益	3,032
そ の 他 業 務 収 益	895
そ の 他 経 常 収 益	1,199
経 常 費 用	20,111
資 金 調 達 費 用	2,606
(うち預金利息)	(2,308)
役 務 取 引 等 費 用	1,139
そ の 他 業 務 費 用	1,237
営 業 経 費	14,241
そ の 他 経 常 費 用	887
経 常 利 益	4,952
特 別 利 益	25
特 別 損 失	98
税 引 前 中 間 純 利 益	4,878
法人税、住民税及び事業税	26
法 人 税 等 調 整 額	1,736
法 人 税 等 合 計	1,762
中 間 純 利 益	3,115

第128期中

〔平成21年 4月 1日から  
平成21年 9月30日まで〕

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	12,089
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	12,089
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	4,811
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,811
資本剰余金合計	
前期末残高	4,811
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,811
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	7,278
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	7,278
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	803
当中間期変動額	
固定資産圧縮積立金の積立	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	803
別途積立金	
前期末残高	104,480
当中間期変動額	
別途積立金の積立	△ 5,400
当中間期変動額合計	△ 5,400
当中間期末残高	99,080
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 2,256
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 554
固定資産圧縮積立金の積立	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—
別途積立金の積立	5,400
中間純利益	3,115
自己株式の処分	△ 0
当中間期変動額合計	7,961
当中間期末残高	5,705
利益剰余金合計	
前期末残高	110,305
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 554
固定資産圧縮積立金の積立	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—
別途積立金の積立	—
中間純利益	3,115
自己株式の処分	△ 0
当中間期変動額合計	2,561
当中間期末残高	112,867

科	目	金	額
自己株式			
	前期末残高		△ 3,987
	当中間期変動額		
	自己株式の取得		△ 5
	自己株式の処分		0
	当中間期変動額合計		△ 5
	当中間期末残高		△ 3,993
株主資本合計			
	前期末残高		123,219
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ 554
	中間純利益		3,115
	自己株式の取得		△ 5
	自己株式の処分		0
	当中間期変動額合計		2,556
	当中間期末残高		125,775
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高		△ 2,389
	当中間期変動額		
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		12,996
	当中間期変動額合計		12,996
	当中間期末残高		10,607
	繰延ヘッジ損益		
	前期末残高		300
	当中間期変動額		
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		△ 38
	当中間期変動額合計		△ 38
	当中間期末残高		261
	評価・換算差額等合計		
	前期末残高		△ 2,088
	当中間期変動額		
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		12,957
	当中間期変動額合計		12,957
	当中間期末残高		10,869
純資産合計			
	前期末残高		121,130
	当中間期変動額		
	剰余金の配当		△ 554
	中間純利益		3,115
	自己株式の取得		△ 5
	自己株式の処分		0
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		12,957
	当中間期変動額合計		15,514
	当中間期末残高		136,644

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～33年

その他 3年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### 注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 13百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に30,000百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,910百万円、延滞債権額は30,924百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令

(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は748百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,912百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,495百万円であります。

なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,408百万円であります。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,200百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 127,558百万円

その他資産 72百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,324百万円

借入金 10,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券76,144百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は132百万円、敷金は161百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,132百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが569,080百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 38,886百万円

12. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,063百万円あります。

14. 1株当たりの純資産額 7,399円39銭

15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率13.43%(国内基準)

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3 6 5 百万円及び株式等売却損 2 1 4 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 1 6 8 円 7 1 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 1 5 3 円 0 0 銭
4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産 4 か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 5 0 百万円を減損損失として「特別損失」に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 4 か所	土地及び建物	5 0 百万円
			(うち土地)	4 3 百万円)
			(うち建物)	7 百万円)
合 計				5 0 百万円
			(うち土地)	4 3 百万円)
			(うち建物)	7 百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成 14 年 7 月 3 日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。



(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	629	1	0	630	注1、2
合計	629	1	0	630	

注1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	39,954	40,757	802
地方債	998	1,018	19
社債	13,354	12,770	△583
その他	18,098	17,720	△378
合計	72,405	72,266	△139

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	28,257	42,034	13,777
債券	690,118	699,519	9,400
国債	226,450	229,416	2,966
地方債	180,835	182,846	2,010
社債	282,832	287,256	4,423
その他	109,538	103,552	△5,884
合計	827,914	845,107	17,294

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、803百万円(「社債」のうち事業債722百万円、「その他」のうち外国証券81百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1)個々の銘柄の有価証券の中間期末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、(2)個々の銘柄の有価証券の中間期末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の形式基準に該当し、時価回復の可能性がないと判断される場合であります。

- (1) 株式
- ①時価が中間期末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
  - ②株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
  - ③中間期末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切水準に達している場合
- (2) 投資信託
- ①時価が中間期末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
  - ②中間期末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切水準に達している場合
- (3) 債券および信託受益権
- 取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,063
信託受益権	499
短期社債	4,998
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	3
その他有価証券	
非上場株式	1,165
非上場外国証券	0

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,802百万円
退職給付引当金	2,700
有価証券	1,940
減価償却費	1,910
繰越欠損金	1,445
その他	928
繰延税金資産小計	13,728
評価性引当額	<u>△1,662</u>
繰延税金資産合計	12,065
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,686
固定資産圧縮積立額	△538
その他	<u>△175</u>
繰延税金負債合計	<u>△7,401</u>
繰延税金資産の純額	<u>4,664百万円</u>

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 3社

会社名

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

第128期中（平成21年9月30日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	38,889	預 金	2,145,855
コールローン及び買入手形	72,706	譲 渡 性 預 金	77,749
買 入 金 銭 債 権	18,789	借 用 金	10,272
商 品 有 価 証 券	17	外 国 為 替	0
有 価 証 券	911,002	社 債	20,000
貸 出 金	1,370,085	新 株 予 約 権 付 社 債	13,670
外 国 為 替	1,491	そ の 他 負 債	17,720
そ の 他 資 産	7,644	役 員 賞 与 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	18,050	退 職 給 付 引 当 金	6,742
無 形 固 定 資 産	1,443	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	284
繰 延 税 金 資 産	4,677	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	93
支 払 承 諾 見 返	7,665	偶 発 損 失 引 当 金	107
貸 倒 引 当 金	△ 15,122	支 払 承 諾	7,665
		負 債 の 部 合 計	2,300,177
		（純資産の部）	
		資 本 金	12,089
		資 本 剰 余 金	4,811
		利 益 剰 余 金	113,391
		自 己 株 式	△ 3,997
		株 主 資 本 合 計	126,294
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,607
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	261
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,869
		純 資 産 の 部 合 計	137,164
資 産 の 部 合 計	2,437,342	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,437,342

第128期中(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		25,068
資金運用収益	19,936	
(うち貸出金利息)	(12,983)	
(うち有価証券利息配当金)	(6,725)	
役員取引等収益	3,039	
その他業務収益	895	
その他経常収益	1,196	
経常費用		20,113
資金調達費用	2,605	
(うち預金利息)	(2,307)	
役員取引等費用	1,139	
その他業務費用	1,237	
営業経費	14,242	
その他経常費用	887	
経常利益		4,955
特別利益		25
特別損失		98
税金等調整前中間純利益		4,881
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	1,733	
法人税等合計		1,761
中間純利益		3,120

第128期中 (平成21年 4月 1日から  
平成21年 9月30日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	12,089
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	12,089
資本剰余金	
前期末残高	4,811
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,811
利益剰余金	
前期末残高	110,825
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 554
中間純利益	3,120
自己株式の処分	△ 0
当中間期変動額合計	2,566
当中間期末残高	113,391
自己株式	
前期末残高	△ 3,992
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
当中間期変動額合計	△ 5
当中間期末残高	△ 3,997
株主資本合計	
前期末残高	123,734
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 554
中間純利益	3,120
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
当中間期変動額合計	2,560
当中間期末残高	126,294
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 2,388
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,996
当中間期変動額合計	12,996
当中間期末残高	10,607
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	300
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△ 38
当中間期変動額合計	△ 38
当中間期末残高	261
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 2,088
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,958
当中間期変動額合計	12,958
当中間期末残高	10,869
純資産合計	
前期末残高	121,645
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 554
中間純利益	3,120
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,958
当中間期変動額合計	15,518
当中間期末残高	137,164

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～33年

そ の 他 3年～20年

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

### (6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結子会社の株式及び出資額を除く） 3百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に30,000百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,910百万円、延滞債権額は30,924百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は748百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,912百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,495百万円であります。  
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,408百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,200百万円あります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 127,558百万円  
その他資産 72百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 3,324百万円  
借入金 10,000百万円  
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券76,144百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は132百万円、敷金は161百万円あります。
10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,132百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが569,080百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 38,886百万円
12. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,063百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 7,428円39銭
15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率13.47%（国内基準）

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額365百万円及び株式等売却損214百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 168円97銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 153円24銭
4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗4か所	土地及び建物	50百万円
			(うち土地)	43百万円)
			(うち建物)	7百万円)
合 計				50百万円
				(うち土地 43百万円)
				(うち建物 7百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	直前連結 会計年度末 株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	—	19,097	
合計	19,097	—	—	19,097	
自己株式					
普通株式	631	1	0	632	注1、2
合計	631	1	0	632	

注1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 金額	基準日	効力発生日
21年6月21日 定時株主総会	普通株式	554百万円	30円	21年3月31日	21年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
21年11月13日 取締役会	普通株式	554百万円	利益剰余金	30円	21年9月30日	21年12月10日

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	39,954	40,757	802
地方債	998	1,018	19
社債	13,354	12,770	△ 583
その他	18,098	17,720	△ 378
合計	72,405	72,266	△ 139

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	28,257	42,034	13,777
債券	690,118	699,519	9,400
国債	226,450	229,416	2,966
地方債	180,835	182,846	2,010
社債	282,832	287,256	4,423
その他	109,538	103,552	△5,884
合計	827,914	845,107	17,294

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、803百万円（「社債」のうち事業債722百万円、「その他」のうち外国証券81百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて 50%以上下落した場合、(2) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて 30%以上 50%未満の範囲で下落した場合で、次の形式基準に該当し、時価回復の可能性がないと判断される場合であります。

(1) 株式

- ①時価が中間連結会計期間末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も 70%超の水準まで回復していない場合
- ②株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切水準に達している場合

(2) 投資信託

- ①時価が中間連結会計期間末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も 70%超の水準まで回復していない場合
- ②中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切水準に達している場合

(3) 債券および信託受益権

取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成 21 年 9 月 30 日現在）

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,063
信託受益権	499
短期社債	4,998
その他有価証券	
非上場株式	1,165
非上場外国証券	0